

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名: 熊本県和水町

1.全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男女の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	80.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	94.4%
全職員	86.2%

2.「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1)役職別段階

役職段階	男女の給与の差異 (男女の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	94.3%
本庁課長補佐相当職	96.7%
本庁係長相当職	97.0%

(2)勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男女の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	81.3%
31～35年	98.3%
26～30年	83.9%
21～25年	86.3%
16～20年	87.6%
11～15年	88.6%
6～10年	90.8%
1～5年	74.6%

【説明欄】

- ・給与のうち、通勤手当、宿日直手当、児童手当、退職手当は除く。
- ・役職段階別の本庁部局長・次長相当職の区分に対象者が存在しないため記載なし。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公開の対象となる年度までの年度単位で算出している。